

従業員6人以上の店舗の雇用維持を応援！

一定規模以上の 飲食店等へ支援金を交付

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）に対応

申請受付期限：**令和3年11月30日(火)まで** [当日消印有効]

▶ 支援額

従業員6人目に10万円(以降1人あたり10万円)

- 従業員5人以下の店舗は対象外
- 上記金額から神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)の時短営業要請期間28日間(令和3年2月8日～3月7日)のうち県協力金(第6弾)の対象外となった日数1日につき1人5,000円を減額する
- **1店舗上限50万円**
※1事業者が市内の複数飲食店で時短営業をしている場合、各店舗ごとに上限50万円

店舗の従業員数	支援額
5人以下	対象外
6人	10万円
7人	20万円
8人	30万円
9人	40万円
10人以上	50万円(上限)

上記支援額は、時短営業を28日間した場合の金額です

▶ 対象者 (次の1～4の全ての要件を満たす方)

1	平塚市内で店舗を営業している者
2	支援金申請店舗について、県協力金(第6弾)の交付を受けている飲食店等であること
3	支援金申請店舗において従業員(令和3年2月8日から3月7日までを雇用契約期間に含む者)を6人以上雇用していること ※1事業者が市内で複数店舗営業している場合、店舗ごとに従業員数を判断し交付 ※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は同居の親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の者、給与等の支払実績がない者は含みません。
4	支援金申請日時点で廃業や閉店をしていないこと

▶ 必要書類

NO	必要な書類	法人	個人
①	交付申請書 1事業者につき1枚提出。	●	●
②	店舗情報記入シート 2店舗以上の場合、店舗ごとに提出。	●	●
③	従業員の雇用を証する書類の写し 賃金台帳又は給与明細の写し （令和3年1月～3月分又は2月～4月分） 上記期間中、休業などにより出勤実績がなく、雇用を証する書類で給与等の支払が確認できない従業員については、申請日までの間に出勤があった月の賃金台帳又は給与明細の写しも併せて提出（申請日までに給与等の支払実績がない場合は、従業員とみなしません）。	●	●
④	請求書兼誓約書 請求口座は原則、神奈川県内の協力金が振り込まれた口座と同一の口座を指定。異なる口座を指定した場合は、その口座の通帳の写し（表紙をめくった見開き）を提出。	●	●
⑤	県協力金（第6弾）の振込が確認できる資料 通帳の写しやインターネットバンキングの取引画面など。 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義」「神奈川県からの振込金額」「神奈川県からの振込コメント欄」((6)ケンコロナボウシキヨウリヨクキン)のすべてが確認できるものを提出。	●	●
⑥	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し 神奈川県に提出したものと同一ものを提出。	●	●
⑦	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 申請書の提出日から3か月以内の日付のものを提出。支援金（第1弾）の交付を受けた事業者で役員等の変更がない場合は省略可。	●	
⑧	申請者が本人であることを証する書類の写し 運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む）。マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出。		●

▶ 申請方法

市公式ホームページにある申請書等を**令和3年11月30日（火）**までに、平塚市商業観光課へご郵送ください。

郵送先：〒254-8686 平塚市浅間町9-1
平塚市商業観光課 支援金第2弾係 行

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます。



詳細は平塚市公式ホームページでご確認ください。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01131.html
 お問い合わせ先：平塚市商業観光課 ☎ 0463-35-8107